

## 目黒区

# 犬の飼い主が知っておきたい

## 5つのおはなし

飼い始めたその日から、ペットの命は飼い主にゆだねられます。ペットが地域社会に受け入れられ、安全で幸せな生涯をおくることができるかは飼い主の努力にかかっています。ぜひ最後までお読みください。

### 1

#### 狂犬病予防法による手続き

- 1 犬を飼い始めたら、一生に一度の登録が必要です。  
(犬鑑札の交付手数料 3,000円)
- 2 生後91日以上の子犬は、年に一度狂犬病予防注射の実施と注射済票交付申請が必要です。  
(注射済票の交付手数料 550円)
- 3 犬鑑札と注射済票は首輪等に装着してください。
- 4 飼い主情報(氏名・住所)、犬の所在地の変更等があった場合は、変更届が必要です。  
(1) 区内転居は、区窓口もしくは郵送にて手続きをしてください。  
(2) 区外への転出は、転出先の市区町村窓口で犬鑑札を持参し手続きをしてください。国外への転出の場合は区窓口にて手続きが必要です。
- 5 犬が亡くなった場合は、区窓口で犬鑑札と当該年度の狂犬病注射済票を持参し、手続きをしてください。また、郵送や電子申請サービスもご利用いただけます。



【犬鑑札】



【注射済票】

色は年度により異なります

## 2

## マイクロチップの登録手続き

### マイクロチップの登録制度

令和4年6月1日から、犬猫販売業者が販売する犬や猫にマイクロチップの装着が義務化され、6月1日以降に既にマイクロチップが装着された犬や猫を購入・譲り受けた飼い主は、マイクロチップの情報の変更登録が必要です。

ペットショップ以外から入手した、または以前から飼っている犬や猫へのマイクロチップの装着は努力義務ですが、装着した場合の変更登録は義務となります。



### オンラインによる申請・届け出

#### 購入・譲り受けた際の手続き

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトにアクセスし、必要事項を入力してください。手続きには前所有者から犬と一緒に譲り受けた登録証明書が必要です。手続き後に表示される新しい登録証明書は、所有者変更の際に必要になりますので、大切に保管してください。

#### 登録内容に変更が生じた際の手続き

住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、飼い犬が死亡した場合も、目黒区への届け出とは別に「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへの届け出が必要となります。



【犬と猫のマイクロチップ情報登録】 <https://reg.mc.env.go.jp>

オンラインによる申請が困難な場合は、  
以下のお問い合わせ窓口までご相談ください。



マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会

TEL : 03 (6384) 5320 E-mail : info@mc.env.go.jp

# 3

## こんなときは

### 飼い犬が人を咬んでしまったとき

飼い主は事故が発生してから24時間以内に、事故が発生した場所を管轄する保健所に届け出が必要です。また、指定回数の狂犬病の検診（1度目は事故発生から48時間以内）を動物病院で受けた後、診断書を提出してください。検診の回数については、当該自治体にお問い合わせください。



### 災害が発生したとき

地震や風水害により、自宅にいるのが危険であると感じた場合は、ペット（犬、猫、ウサギ等小動物に限る）を連れて地域避難所に同行避難することができます。ただし、動物が苦手な方やアレルギーのある方との共同生活になるため、避難先では飼い主とペットの居住空間は分けて過ごすこととなります。詳しくは、右記二次元コードより「ペットとわたしの防災ハンドブック」をご覧ください。



# 4

## 終生飼養

### 飼い主の責任

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があります。どうしても飼えなくなった場合は、ご自身で親戚や知人など新しい飼い主を探してください。飼い主が先に亡くなった場合でも、ペットが安全に安心して暮らせる環境を用意しておくことが飼い主の努めです。※保健所ではペットの引き取りや譲渡先の斡旋を行っておりません。



## 5

## 飼い主が守るべきマナー・犬へのしつけ

## 鳴き声・臭い

都会の密集した住宅地で犬を飼うには、近隣等への十分な配慮が必要です。建物の構造や窓を開けていること等により飼い主が思っている以上に鳴き声が外に響いている場合や、飼い主の留守中にだけ鳴いているような場合がありますので、日頃からのしつけや管理にご協力をお願いします。また、無駄吠えをさせないことは、災害時の避難所での共同生活にも役に立ちます。

解決が難しい場合は、ドッグトレーナーやかかりつけの動物病院の先生等に相談してみましょう。



## 散歩

犬の散歩で路上や他人の敷地などに排泄をさせ、後始末をせずに放置する等の苦情が毎年多く寄せられています。散歩のあり方も時代とともに変化していきます。近隣トラブルを回避するためにも家でトイレを済ませてから散歩に出かけましょう。もし屋外で排泄をしてしまったときは、フンは必ず持ち帰り、おしっこは水でしっかりと洗い流してください。（フンの場合はお尻の下に紙を敷くなど道路等を汚さない工夫をしましょう。）

※犬の排泄で困っている区民の方に以下のマナー啓発プレートを配布しています。



## 放し飼い・ノーリード

屋外での放し飼いやノーリードは東京都の条例により禁止されています。咬みつきの事故や脱走の原因にもなりますので、散歩の際はリードを短く持ち、いつでも制御できるようにしてください。



目黒区保健所 生活衛生課

TEL: 03 (5722) 9505 FAX: 03 (5722) 9508